



# さわふじ

年に1回、西原町と関係団体の男女共同参画の取り組みについて紹介します。

## No.45 令和4年度版 男女共同参画だより

### DVへの対策、支援や相談機関について

DV対策や児童虐待を防止するため、国は配偶者暴力防止法(DV防止法)の改正などを通じ、保護対策や支援・相談体制の強化などに取り組んでいます。以下に、各種相談機関を掲載します。DVかな?虐待かな?と思ったら、ひとりで抱えず悩まず、まずは相談機関にご連絡ください。各機関では様々な知識を持った専門の職員が相談に乗り、適切な対応をともに考えます。

相談機関		電話番号
DV相談+ (プラス)	電話・メールは24時間受付、チャット相談も対応	0120-279-889
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局)	どこに相談すればよいか分からない方のためのナビサービス	#8008
配偶者暴力相談支援センター(沖縄県女性相談所)	8:30～17:15(月曜～金曜) 8:30～16:30(土日・祝日)	098-854-1172
沖縄県男女共同参画センター ている相談室	10:00～17:00(火曜～土曜)	(女性相談) 098-868-4010
	10:00～16:00(日曜・月曜)	(男性相談) 098-868-4011
With you 沖縄(沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター)	24時間、365日対応	#8891または098-975-0166
沖縄県警察本部	性犯罪被害者専用相談	098-868-0110
	警察安全相談	098-863-9110
南部配偶者暴力相談支援センター(沖縄県南部福祉保健所)	平日8:30～17:15	098-889-6364

また近年は、さまざまなジェンダーに関する課題を耳にすることが増えています。性の多様性への理解を深め、個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる沖縄を目指して、相談機関の設置や啓発活動が行われています。

LG B T Q にじいろ相談(毎週土曜・10時～17時) ☎098-880-8434

### 令和4年度西原町女性団体連絡協議会の取り組み

2月8日に西原町女性団体連絡協議会(新垣きよみ会長)が主催で、男女共同参画講演会を開催しました。今回は「生理の貧困から見た子どもたちの現状」と題し、生理の貧困を考える会の代表を務める與儀育子さんが講演しました。

與儀さんは「生理の貧困」の課題解決を目指し、学校現場や行政、議会などへの働きかけを始め、県内各地で行っている活動を紹介し、「子どもたちが生理で悩まない社会を作りたい」と強く訴えました。また、西原町社会福祉協議会や町内小中学校などが「生理の貧困」の対応として生理用品の配布や設置に取り組んでいることを紹介し、このような取り組みを県内に広げたいと語りました。

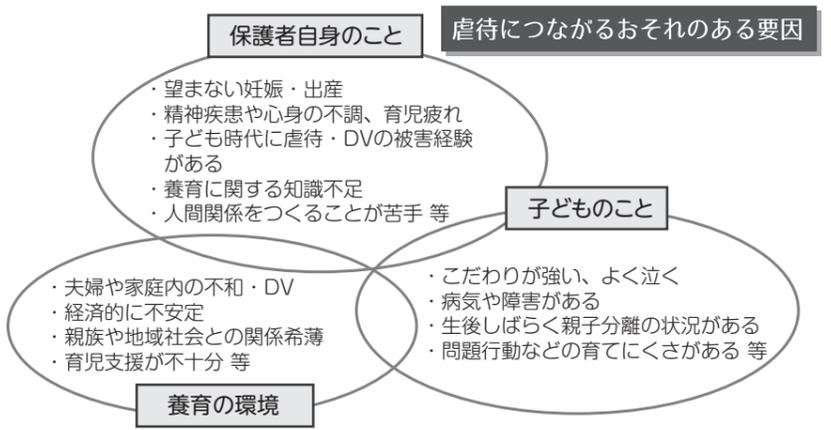


●男女共同参画社会の実現に向けた本町の取り組みをホームページで紹介しています。

### 健康だより

こどもの虐待を未然に防ぐために  
～周りの声かけや関係者の予防的関わりが大切です～

虐待はどの家庭にも起こりうることで、子どもとの生活では、右図のような要因がいくつも重なることでつらい養育状況となり、苦しい思いを誰にも相談できずに虐待にいたることがあります。しかし、そうした要因を多く抱えているからといって全てが虐待につながるわけではありません。虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されています。



周囲の方や関係機関(者)は、子育て中の親子との関わりの中で家庭の思いに寄り添い、適切な対応やサービスにつなげる等により、虐待を未然に防ぐことができます。生まれてきてくれた子どもは「みんな(社会)で育てる」を目指し、それぞれの関わりと思いやりで親子の未来を守りましょう。

- 子どもの虐待予防のための相談先
  - ※必要な支援、窓口等へつなぎます
  - こども課こども相談係: ☎945-5311
  - 虐待かもと思ったら ☎189(24時間・通話料無料)

「男女共同参画社会」とは 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)

### 男女共同参画に関する施策の推進状況について

令和4年3月に沖縄県は、これからの男女共同参画社会の実現に向けた新しい計画として「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定しました。今回の計画はさまざまな社会時の情勢を踏まえて、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶などに向けた取組を一層推進するため、男女共同参画の実現に向けた方向性を示すものです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化した各種課題への取組みや、SDGsの考え方を取り入れた「ジェンダー平等の実現」の推進と実現を目指しています。西原町の男女共同参画施策においても、沖縄県の計画をしっかりと踏まえて取り組んでいく必要があります。

#### ◆計画の構成

第6次計画は、男女共同参画の推進に関する施策を家庭、職場、地域及び社会全体の4つの分野に分け、各分野の施策ごとに現状と課題の分析、方向性及び具体的施策を示しており、62の具体的施策と175の事業が掲載されています。詳しくは沖縄県のホームページに掲載されている「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」をご覧ください。



#### ◆第6次計画に新たに追加・見直しされた点

- 令和4年度から始まった第6次計画において、時代の変化や新たなニーズなどを踏まえて新たに加えられた具体的施策は以下の項目です。
- 政治分野における女性の参画促進
  - 学校における管理職への女性の登用拡大
  - 性の多様性の尊重に関する取組の推進
- また、次のような施策が見直されています。
- 男性の育児休業等の取得に関する広報・啓発
  - 女性のスポーツ参加の促進
  - 予期せぬ妊娠や性感染症の予防など、性教育や健康教育の推進
  - 職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策について周知・啓発
  - ひとり親家庭等の子の養育に対する支援や貧困等生活上の困難に対する支援
  - 計画の総合的な推進のための役割や取組み

### 西原町の男女共同参画施策に関する取組み

西原町では、平成24年に西原町男女共同参画条例を制定。平成25年度には「第3次男女共同参画計画(さわふじプラン)」を策定し、さまざまな施策に取り組んでいます。そして現在、次期計画となる「第4次男女共同参画計画」の検討に取り組んでいます。計画の検討に向けて、2月に一般町民の中から無作為に抽出した1,500名を対象にアンケート調査を送付し、多くの町民にご回答いただきました。調査にご協力いただいたみなさん、ありがとうございます。また町民アンケートのほか、小中学校の児童生徒や高校生、町内事業所に対してアンケートを実施しております。このように広く現状調査を行い、多くの意見を集約して次期計画へ反映させているところです。

### シェアサイクルを利用してみませんか

西原町では、県内・町内の慢性的な交通渋滞の緩和や新たな交通手段の確立、また、脱炭素社会への取り組みとしてシェアサイクル実証事業を開始します！

**シェアサイクルとは？**

多数の自転車エリア内に配置し、利用者はどの拠点(ステーション)からでも借り出して、好きな拠点で返却ができる新たな交通手段です。

自転車台数: 50台(電動アシスト付自転車)  
町内ステーション数: 10か所程度  
利用料金: ①100円/15分  
②1,800円/12時間  
開始日: 令和5年2月下旬から順次ステーション開設予定

★試乗会も予定しています。詳しくは町HPにて、ご確認ください。

- スマホで利用開始・返却・決済  
※決済にはクレジットカード登録のほか、PayPay等も利用可能です。  
※現金での支払いには対応していません。
- 24時間利用可能  
※一部ステーションにおいては時間制限がある場合があります。
- 町外に設置されているステーションへの返却もOK

◎ご利用にあたっては専用アプリのダウンロードが必要です。  
◎自転車乗車の際はヘルメット着用にご協力ください。(ステーションには準備されておりません)  
◎ステーション設置場所やシェアサイクルについてもっと知りたい方はこちら(CYCYホームページ)

CYCYサイサイ OKINAWA

App Store Google Play  
↑アプリのダウンロードはこちらから↑

【お問い合わせ】企画財政課 企画調整係 ☎098-945-4533